

無断欠席の取扱について（通知）

市が発注する建設工事等は電子入札システムを使用した入札を行っておりますが、電子入札導入時には、システムに慣れていないこともあり、無断欠席が多く見受けられたことから、美作市建設工事等入札参加資格に係る指名停止等要領（以下「指名停止等要領」という。）別表第 17 項エ「入札を無断欠席した場合 1 月以上 3 月以下」の指名停止処分を一定期間の特例措置として文書による厳重注意として指導（通知）を行っていました。

電子入札を導入してから 5 年以上経過し、電子システムによる入札が浸透してきたことから、文書による厳重注意から指名停止等要領に基づく指名停止処分を科すこととします。

今後につきましては、無断欠席しないよう十分注意していただきますよう申し上げます。

記

変更内容 無断欠席した場合
旧) 文書による厳重注意
新) 指名停止等要領に基づく指名停止処分
別表第 17 項エ
指名停止事由：入札を無断欠席した場合
停 止 期 間：1 月以上 3 月以下

適用開始日 令和 5 年 9 月以降の入札から適用する

【問合せ先】

707-0085

岡山県美作市栄町 38-2

美作市役所 総務部管財課

Tel : 0868-720929

Fax : 0868-726367

Mail : kanzai@city.mimasaka.lg.jp